

第 2 1 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和7年3月12日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（23名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	22 番 浅 井 紘 一
23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基	

欠席委員（1名）

21 番 今 関 征 一

傍聴人 1 名

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	岩 間 雅 徳
次 長 補 佐	海 野 尚 史	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴
農 地 係	久 米 茂		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について

- 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
議案第 9 号 農地の賃借料情報の提供に対する承認について

2. 報告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出に対する受理について
報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について
報告第 5 号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日出席予定の委員さん全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

このところずっと降っていなかった雨が3月に入って降ってまいりました。おかげさまで本当に農家の方々の不安も払拭できたということとっております。中でも大船渡の火災が雨と雪によりまして落ち着いて、最終的には完全に収束したというように聞いております。

先の役員会でも話したのですが、水戸市においても私どもの所有地の隣接地にも遊休どころかジャングル化している農地が随分あります。社会現象のように今、地球レベルの問題で熱波によって自然に火災が発生してしまうという中で、水戸市においても特に山間部、私の住む近くの緑岡地区にも大変なジャングルが出来上がっております。そこで、やはり市民の皆様も非常に危惧しているところでありますので、農業委員会だけでは遊休農地解消や非農地と化している農地の管理はなかなかできないと思いますので、生活安全課と火災予防課、そして農業委員会、この3つの課で対処をしてまいりたいと考えておりますので、今後については、皆様も遊休農地や荒廃農地と化している農地をチェックしていただいて、私ども農業委員会が先導で対処をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、第21回の総会ということですので、天気もやっという恵まれた気温になりました。そして、また水田もいろいろ忙しくなってくると思いますので、スピーディーな審議をお願いして挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第21回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名、欠席委員は1名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それから、この際ご報告しておきます。

本日、一般傍聴人1名がお見えになっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま議長一任との声がございましたので、議長が指名することでご異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、18番の高安幸一委員、それから19番の雨谷克己委員、よろしくお
願いいたします。

初めに、議案の取下げがありますので、事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第21回総会取下げ表と記載された用
紙をご覧ください。

取下げ案件は2件です。

まず、初めは、議案書の12ページの最上段になります。議案第3号 農地法第5条
の規定による許可についての第13項になります。令和7年3月11日に申請人から取
下げ願が提出されたことによる取下げです。

2件目の取下げ案件は、議案書の13ページの上から2段目になります。議案第3号
農地法第5条の規定による許可についての第19項になります。令和7年3月10日に
申請人から取下げ願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議長 それでは、次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が32件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の
審議案件が24件、土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして、農地
法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が14件、
農地法第18条第6項の通知が1件、登記官等からの地目確認照会が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして98件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができま
せんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

この件につきまして調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。この件につきまして調査検討をしましたところ、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し、自家消費するため申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

受人は、自宅に隣接し自家消費するため譲り受け耕作するということです。自給的農家を目指すということで、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。21番、今関委員の代理発言になります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当ということですので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項、8項は関連がありますので、まとめて事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項と第8項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第7項、第8項ともに契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

第7項、第8項一括して説明します。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討をした結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討をした結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第18項は関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局 第12項，議案第3号 農地法第5条について第18項でございますが，関連がありますので併せてご説明いたします。

まず，お手元の「福祉分野に農作業を」と書かれた参考資料をご覧ください。

こちらは，福祉分野で農地を利用したい場合について国が作成しておりますパンフレットを抜粋した資料になります。

1 ページを開いていただいて2枚目の資料で，上部に「（2）農地を購入（所有）する」とあるページをご覧ください。こちらの中の四角枠で囲まれた部分をご覧ください。

読み上げます。

教育，医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人その他営利を目的としない法人が農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には，特例として，（1）の⑤の要件として周辺の農地利用に支障がないことという要件を満たせば，農地所有適格法人の要件等を満たさなくても，農地の購入や借入れを行うことができます。とあります。

法律につきましては，ページ返していただきまして抜粋しております農地法施行令第2条第1項ハに定められております。

ただいまの説明を踏まえまして，議案の説明をさせていただきます。

受人は，社会福祉業を営んでおり，主に障害者就労支援施設の事業所を複数運営しております。その施設を集約し利便よくするため，就労支援施設を移転建設し，移転予定地の隣の農地を利用者が農業を行うため譲り受け耕作したい旨の内容です。

申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。また、農地法第3条の第12項につきましては、農地法施行令第2条第1項ハの規定により、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

本項と農地法第5条の第18項なのですが、関連があるということで、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

この案件は、雨谷委員と担当地区がまたがっておりますので、代表して発言いたします。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項及び第16項は同一人物ですので、まとめて事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項と第16項は同一人物でありますので、併せてご説明いたします。

第15項、第16項ともに契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

雨貝委員の担当地区もありましたので、調整した結果、私が代表して発言させていただきます。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろし

くお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

申請地は、茨城東の国営事業が行われている部分で、今現在区画整理中のところですが、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番，高橋です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思いますので，皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番，高橋です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思いますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。
皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この案件につきましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議のほどをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番，浅井です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われますが，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

三ノ割は，22番，浅井委員の担当となりますが，私が代表して発言させていただきます。ちょっと農地の場所的に離れているのですが，受人が今まで耕作しておりまして，調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思いますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この案件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この案件につきましても調査検討をしましたが，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この案件につきましても調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第28項，第29項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項と第29項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第28項、第29項ともに契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、または自作地に隣接し耕作に便利のため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

第28項、29項まとめて調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第30項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第31項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第31項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自家消費するため受贈し耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第32項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第32項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番，岡田です。

調査検討をした結果，法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は、議案書のとおりでございます。申請地は県庁を中心として住宅等が連坦して立ち並び、県庁を中心とする半径1キロメートルは宅地の面積割合が40%を超えるため、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので県農業会に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。異議なしとのご意見でございますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番，安です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 担当委員から許可相当とのご意見がありますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

説明は以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を

得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地
や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料
されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

加倉井委員 23番, 加倉井です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろし
く願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や国道に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、転用期間は3年であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。また、農振農用地区域内であるため除外手続をし、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、農用地利用計画における用地区分が農業用施設である農地であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当します。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討の結果、法令に照らして許可相当と思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますが、ご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。申請地は、令和6年8月9日に太陽光発電設備で農地法第5条許可済みであります。事業計画どおり転用事業ができなくなってしまうため、隣接地で太陽光事業を行う同じ企業グループの申請者が事業を承継し事業計画を変更するため、承継を伴う事業計画変更申請がされております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは，議案第4号についてご説明いたします。

資料のほうは別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

河和田町の畑6,252平方メートルの土地につきまして，土地現況証明願があり，農業委員3名で現地調査をした結果，転用目的のとおりであることを確認できましたので，証明を可とするものでございます。

続いて，第2項につきましても，同様に転用目的とおりであることが確認できましたので，証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは，承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしということでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

農地の非農地判断につきましては、本年2月の荒廃農地パトロール・現況調査において、森林または原野の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難であると地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについてご承認を求めるものでございます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、該当する地区の関係委員からの意見を聞いてから判断をしたいと思います。

吉澤委員 11番、吉澤です。

1番の開江町の農地から19番の全隈町までの農地について調査検討したところ、現地は森林または原野の様相を呈しておりまして、農地に復元は困難であるため、非農地と思われますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から、非農地が妥当とのご意見でございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に外岡委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

（外岡健寿委員一時退席）

議 長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 農政課，齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは，議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について説明いたします。

まず，外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては，利用集積計画一覧の19ページ，148番から151番の4筆でございます。こちらは全て田で，設定面積1万310平方メートル，設定期間は3年間または10年間，設定者2名，取得者1名でございます。利用権設定日は令和7年3月19日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは，承認するということでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

それでは，外岡委員に着席を求めます。

（外岡健寿委員着席）

議 長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 説明の前に報告いたします。

この議案第6号 農用地利用集積計画につきましては，今回の農業委員会総会の案件をもって廃止となりますので，よろしくお願いいたします。

先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

それでは，令和7年農用地利用集積計画書（案）の表紙の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目，それぞれの期間ごとの設定については，各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと田が18万7,120平方メートル、畑が6万5,055平方メートル、設定者90名、取得者60名。利用権設定日は令和7年3月19日または令和7年4月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号 農地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙4をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積4万8,349平方メートル、畑が設定面積8,396平方メートル、設定者16名、取得者10名でございます。

賃借権等の設定日は、令和7年5月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙5をご覧ください。

それでは、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について、ご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積1万5,209平方メートル、畑が設定面積2万5,352平方メートル、設定者3名、取得者5名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和7年5月1日に予定とされております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第8号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、意見なしで回答することに決定いたし

ます。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

議長 次に、議案第9号 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてでございますが、資料は別紙6をご覧ください。

農地の賃借料情報につきましては、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が農地法第52条の規定により情報の提供等を行うこととなっております。

このようなことから、令和6年1月から令和6年12月までに農地法、基盤法及び農地中間管理事業の推進に関する法律により締結された農地の賃貸借の状況を以下のとおりまとめましたのでご説明いたします。

地域名は、旧水戸、旧常澄、旧内原の3つの地域に分け、金額の表示項目は平均額、最高額、最低額でございます。米につきましては、令和6年の米自体の価値が大幅な上昇に変化した年であったことを考慮しまして、先月の2月総会でご協議の上決定いただきましたとおり、金額の項目に物納の区分を新たに設けております。金額等につきましては、表のとおりでして、単位は10アール当たりの年額でございます。また、賃借料の集計されない、いわゆる使用貸借（無償）のデータ数は、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、参考としまして、下段に農地法第52条を抜粋してございます。

総会でご承認いただいた後、農業委員会だよりや市のホームページ等で周知してまいります。

説明は以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第21回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時25分